

2019年6月18日  
サービス提供開始

おひとりさまのための終活支援サービス

いい生前契約

株式会社 鎌倉新書

<広報・PR担当> 星・古屋 東京都中央区八重洲1-6-6 八重洲センタービル7階 TEL : 03-6262-7185 FAX : 03-6262-3529 EMAIL : [pr@kamakura-net.co.jp](mailto:pr@kamakura-net.co.jp)

## 死後を託す人がいない！

### おひとりさまの孤独死・孤立死が深刻な社会問題に。

#### 4世帯に1世帯が「独居高齢者」

65歳以上の一人暮らしは全世帯の27.1%



独身

疎遠になった親戚に死後を託せないから、自分で終活をしなければならない



没イチ独り身

夫に先立たれたが、自分も高齢で、死後の手続きをひとりでやり遂げる自身がない

#### 3世帯に1世帯が「65歳以上がいる夫婦二人暮らし」

65歳以上がいる夫婦二人暮らしは全世帯の31.1%



子なし  
高齢夫婦

子どもがなくて死後を託せないので、夫婦元気なうちに終活を進めたい

配偶者に先立たれたらひとりで生活できるか不安

#### 孤独死は18年間で約4倍に増加

全国2480件と言われ、3割以上が東京都内で発生

※厚労省「人口動態統計」立会人のいない死亡者数



「死後1ヶ月以上経過し発見。アパートの下の部屋に体液が・・・。」  
「疎遠になった遺族が一旦遺骨を引き取るも、電車の網棚に放置」  
「飼っていたペットもすぐ近くで餓死し、共倒れに」

## おひとりさまの「ソロ終活」の三大不安要素は「託す人がいない」、「孤独死が心配」、「専門知識がない」。

鎌倉新書【第1回】おひとりさまの「ソロ終活」に関する実態調査（2019年）より

死後の手続きの担い手が不在のおひとりさま



子なし高齢夫婦

没イチ独り身

身寄りもないし、死後のことはどうすればいいのか…

地縁がなく、遠い親戚に葬儀の喪主は頼みにくい…

認知症になっても自分自身のことを面倒みれるだろうか

とにかく、なにをどこで行えばいいのかわからない

現代における少子化、核家族化、地縁血縁の希薄化…



死後の手続きを託す人がいないことによる  
漠然とした不安を抱えています

## おひとりさまの死亡時のトラブルや相談は急増し、 複雑で解決が困難なケースも多発しています。

### 近隣住民 が迷惑

部屋で亡くなっていることに誰も気が付かず1週間が経過。  
近隣住民から管理会社に異臭についてクレームが入り、管理人が発見。部屋の特殊清掃費用や、マイナスイメージの拡散により、大家や管理人に大きな負担となった。

### 親族が 迷惑

一人暮らしのお年寄りが亡くなり、市職員が戸籍や住民票を辿って親族に連絡するも「関係ありません」と断られる。結局、職員が直葬と合祀墓埋葬を手配することに。

### 行政が 迷惑

生前、老人ホームのスタッフにお墓を買ったと言っていたが、親戚がいないためどこにお墓を持っているかわからず市の福祉課の職員が埋葬の手配を行い、やむなく市の公営霊園の合祀墓に骨壺から取り出して埋葬した。

### 疎遠な孫 が迷惑

遠方に住んでいる叔母が亡くなって私のところに連絡が入り、公共料金の解約や役所での手続きなどを依頼されたが、どんな生活していたのか分からず、公的書類もどこにあるのか分からず、散らかった部屋を見てうんざりしている。仕事もあるので頻繁に出向くこともできず困っている。

# 担い手の有無による終活比較

ご家族がいる方の場合、エンディングノートや話し合いにより生前に希望を伝えることができます。

**故人**      **息子 (喪主)**

**ご葬儀**      **死後事務**      **お墓探し**      **ほかにも・・・**

- ・葬儀の種類
- ・参列者 など
- ・死亡届
- ・相続手続き など
- ・お墓の種類
- ・建墓エリア など
- ・金融機関への連絡
- ・遺品整理
- ・遺言書の確認
- ・公共料金の解約・変更
- ・不動産の相続登記 など

身寄りがないおひとりさまは、死後の手続きを託す人がおらず周囲に負担がかかる場合があります。

**故人**      **喪主不在**

**ご葬儀**      **死後事務**      **お墓探し**      **ほかにも・・・**

- ・葬儀の種類
- ・参列者 など
- ・死亡届
- ・相続手続き など
- ・お墓の種類
- ・建墓エリア など
- ・金融機関への連絡
- ・遺品整理
- ・遺言書の確認
- ・公共料金の解約・変更
- ・不動産の相続登記 など

## 死後の手続きは多岐にわたり、手続き・届け先・期限・必要書類が複雑で必要な手続きが人それぞれ異なります。

種別	手続き先	期限	その他
遺言書の検認	死亡者の住所地の家庭裁判所	速やかに	遺言書原本、遺言者の戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、受遺者の戸籍謄本
預貯金名義変更	預入金融機関（残高証明書発行）	速やかに	依頼書、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明書、遺産分割協
公共料金名義変更	電力会社、水道局、ガス会社	速やかに	引き落とし口座の変更
土地、建物（不動産名義変更）	法務局	速やかに	登記申請書、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本及び住民票除票、相続人全員の戸籍謄本、印鑑
免許証	所轄警察署	速やかに	
各種クレジットカード	各クレジットカード発行会社	速やかに	解約、カード返却
株式名義変更	証券会社又は株式発行人	速やかに	株式名義書換請求書、株券、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑
電話名義変更	N T T	速やかに	電話加入承継届、被相続人及び相続人の戸籍謄本、相続人の印鑑証明書
パスポート	都道府県旅券課	速やかに	
携帯電話プロバイダー	各会社	速やかに	解約
死亡届	死亡地、本籍地、住所地のいずれか	7日以内（国外3ヶ月）	24時間受付 死亡診断書又は死体検案書
死体火葬許可申請書	死亡地、本籍地、住所地のいずれか	死亡届と一緒に	死体火葬許可証申請書
年金受給停止	社会保険事務所又は市区町村の国	10日以内	年金受給権者死亡届、年金証書又は除籍謄本等
介護保険資格喪失届	市区町村の福祉課	14日以内	
世帯主の変更		14日以内	世帯主変更届
自動車所有権移転	陸運局事務所	15日以内	申請書、自動車検査証、被相続人の戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、相続人全員の戸籍謄本、印鑑証明
相続の放棄	被相続人の住所の家庭裁判所	3ヶ月以内	相続放棄申述書
所得税準確定申告（自営業者、	被相続人の住所地の税務署	4ヶ月以内	確定申告書、死亡者の所得税確定申告書付表、死亡日までの決算書、生保・損保の控除証明書、医療費の領収書
国民健康保険の葬祭料	市区町村の国民健康保険課	葬儀から2年以内	葬祭費支給申請書、健康保険証、印鑑、振込先口座番号、葬儀社の領収証
労災保険の埋葬料請求	勤務先を所轄する労働基準監督署	葬儀から2年以内	葬祭料請求書、死亡診断書の写し
高額療養費の申請	健康保険組合又は社会保険事務所	医療費支払いから2年	高額療養費支給申請書、高額医療費払い戻しのお知らせ、健康保険証、自己負担した医療費の領収書、印鑑、振
国民年金の死亡一時金請求	市区町村の国民年金課	2年以内	死亡一時金裁定請求書、年金手帳、除籍謄本、住民票写し、印鑑、振込先口座番号
健康保険の埋葬料請求	健康保険組合又は社会保険事務所	2年以内	健康保険埋葬料請求書、健康保険証、死亡診断書の写し、印鑑、振込先口座番号
生命保険金の請求	保険会社	2年以内	死亡保険金請求書、保険証券、最後の保険料領収書、受取人及び被保険者の戸籍謄本、死亡診断書、受取人の
国民年金の遺族基礎年金請求	市区町村の国民年金課	5年以内	国民年金遺族基礎年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、源泉徴収票、印鑑、振込先口座
国民年金の寡婦年金請求	市区町村の国民年金課（結婚10	5年以内	国民年金寡婦年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、所得の証明書、印鑑、振込先口座番
厚生年金の遺族厚生年金請求	勤務先を管轄する社会保険事務所	5年以内	遺族厚生年金裁定請求書、年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書の写し、所得の証明書、住民票の写し、印鑑、振込
労災保険の族補償給付	勤務先を所轄する労働基準監督署	5年以内	遺族補償年金支給申請書、戸籍謄本、死亡診断書、源泉徴収票、故人と生計を一にしていた証明書類

## いい生前契約とは

葬儀・納骨・死後事務を生前に一括で契約できるサービスです。  
おひとりさまが安心して老後・最期を迎えられるようサポートします。

火葬のみ **直葬**



死後に必要な項目を  
パッケージで提供

いい生前契約



跡継ぎ不要のお墓  
**合祀墓**



必要な死後の手続き  
**死後事務**

こんな方が対象です

- ・50～80代
- ・おひとりさま（独身・死別・離別）
- ・子どものいない夫婦のおひとりさま予備軍
- ・家族や親戚と疎遠になっている

価格

498,000円～（税別）

安心返金保証付き

万が一、他の機関でご葬儀を行った場合は**返金**いたします。

## 儀式なし・火葬のみ **ご葬儀（直葬）**

お住まいの地域・入院中の地域・介護施設の地域な  
弊社が運営する **いの葬儀** の提携葬儀社で  
**直葬**を行います。



## 必須となる死後の手続き **死後事務**

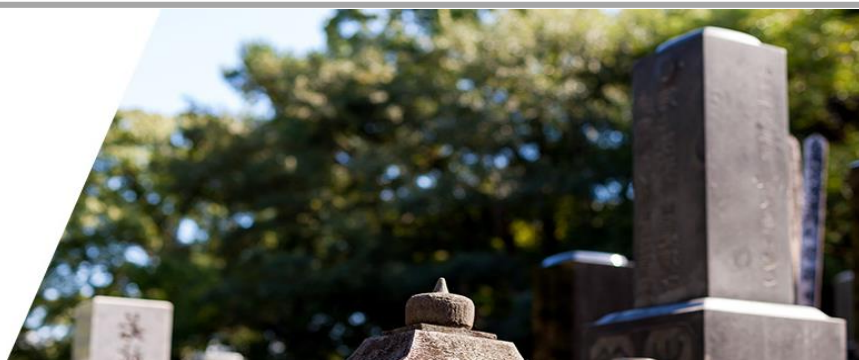
役所への届け出や免許証の返納など、  
誰でも必ず必要になる**死後事務の委託契約**を  
行います。



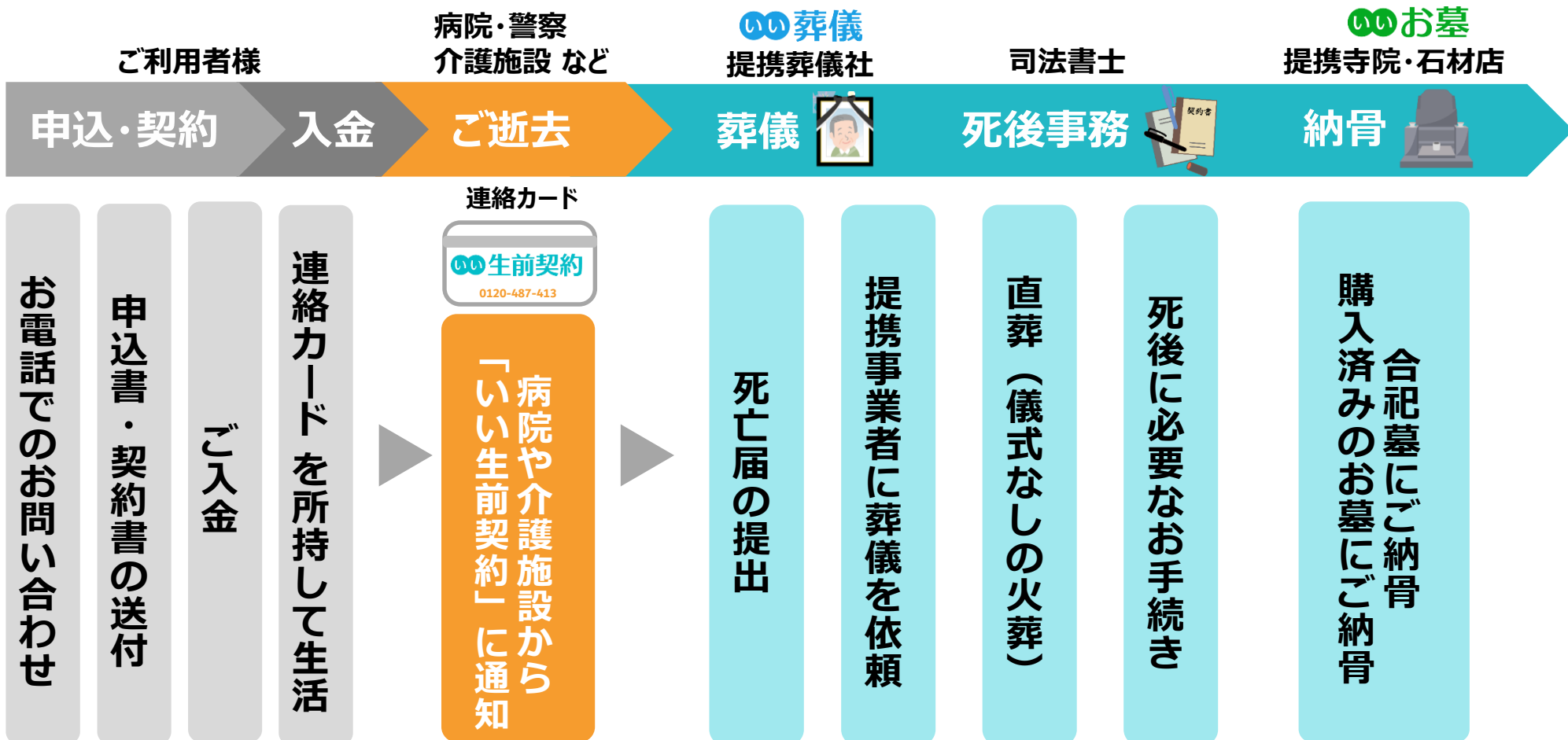
## 跡継ぎ不要のお墓 **納骨堂・合祀墓**

【例1】**ご購入済みのお墓に納骨**します。

【例2】お墓をお持ちでない場合、弊社が運営する  
**いのお墓** の提携**合祀墓に納骨**します。







## 終活の鎌倉新書が責任をもってご供養します

特長	いい生前契約なら	個別に準備すると…
<b>まとめて契約</b>	鎌倉新書一社と契約するだけで、葬儀、お墓、死後のお手続きを <b>すべてまとめて契約することができ、ご契約までの煩わしさを大幅に軽減</b> できます。	葬儀社、霊園、司法書士法人などと、個別に連絡を取り、各々と契約を結ぶ必要があります。また、場合によっては葬儀後に納骨ができないケースなど、事業者の見極めも必要なためご契約までとても煩雑な手続きが必要になります。
<b>明瞭価格</b>	<b>最低限必要なものをまとめたサービスを498,000円（税別）</b> としました。その他、お客さまのご要望に合わせて死後のお手続きのサービスを拡充したプランのご提案も可能です。	身寄りがいらっしゃらない方や、おひとりさま向けの専用サービスを提供している事業者は少なく、本来不要であるサービスも含まれ割高になってしまうケースもあります。また、相場価格がわかりづらく、話が進んでしまってから価格が初めてわかるというケースになると、契約することを断りづらくなることもあります。
<b>安心の運営体制</b>	35年間終活領域でお客さまにサービスを提供してきた鎌倉新書が、 <b>お客さまが最期を迎えるまで、責任をもってサービス提供をいたします。</b> いただいたサービス料金の一部は信託会社でお預かりし、厳重に管理いたします。	生前契約という形式上、まとまったお金をサービスが施行される前に事業者に預ける必要があります。お客さまが最期を迎えるまでの長い期間、安心してお金を預けられる事業者なのか、サービス提供事業者の運営体制などを見定める必要があります。